

# 【 派遣事業の情報提供資料 】

(労働者派遣法第23条第5項、派遣元指針等に基づくもの)

株式会社トーコー 四日市営業所

(事業年度:2022年4月1日 ~ 2023年3月31日)

## 1. 派遣労働者の数【2023年6月1日付】

派遣労働者の数	113人
---------	------

## 2. 労働者派遣の役務を受けた者(派遣先)の数【2022年度の派遣先事業所件数】

派遣先の実績(実数)	39件
------------	-----

## 3. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を、当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合(以下、「マージン率」という)

労働者派遣等の実績(2022年度のマージン率)	29.9%
-------------------------	-------

※マージンには、営業利益以外に、法定福利費(労働・社会保険)、その他の経費(有給休暇取得・福利厚生費・労務管理費・採用広告費・教育訓練費等)が含まれます。

## 4. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か	労使協定を締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	下記の職種に従事する派遣労働者
当該労使協定の有効期間の終期	2024年3月31日

### 職種名

6.農林水産技術者、7.開発技術者、8.製造技術者、9.建築・土木技術者等、10.情報処理・通信技術者、11.その他の技術者、16.社会福祉の専門的職業、24.その他の専門的職業、25.一般事務員、26.会計事務員、27.生産関連事務員、28.営業・販売関連事務員、29.外勤事務員、30.運輸・郵便事務、31.事務用機器操作の職業、32.商品販売の職業、33.販売類似の職業、34.営業の職業、36.介護サービスの職業、37.保健医療サービス、38.生活衛生サービス、39.飲食物調理の職業、40.接客・給仕の職業、42.その他のサービス、46.農業の職業、49.生産設備(金属)、50.生産設備(金属除く)、51.生産設備(機械)、52.金属材料製造等、54.製品製造・加工処理、57.機械組立の職業、60.機械整備・修理の職業、61.製品検査(金属)、62.製品検査(金属除く)、63.機械検査の職業、64.生産関連・生産類似、66.自動車運転の職業、68.その他の輸送の職業、69.定置・建設機械運転、75.運搬の職業、76.清掃の職業、77.包装の職業、78.その他の運搬等の職業

※番号:職業安定業務統計(中分類)に定める職種番号

## 5. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 (各派遣事業所責任者または各管理担当者)	059-359-2100(代)
-------------------------------------------	-----------------

キャリアアップに資する教育訓練計画の概要

	対象者	コース名	訓練種別(概要)	賃金	費用
レベル1	入社時	基礎教育コース	入職時教育:派遣制度の仕組みや社会保障制度について学習	有給	無償
◎従事する派遣業務に応じ以下の2つのコースに分かれ、それぞれの段階に応じた教育訓練を実施します。 ▶Aコース[製造・物流系]:▶Bコース[製造・物流以外] ※希望すれば別コースも実施可能です。					
レベル2	1年目	職能別基本コース	派遣就業に必要な初級の業務スキルとコンプライアンスについて学習	有給	無償
レベル3	2年目	職能別実践コース	1年以上の在籍期間を有するスタッフ対象:就業する業務についての理解を深めるための学習	有給	無償
レベル4	3年目以降	職能別マスターコース	2年以上の在籍期間を有するスタッフ対象:専門知識、ヒューマンスキルを高めるための学習	有給	無償

## 6. 労働者派遣に関する料金の額の平均額【2022年度実績】

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額・全業務平均)	15,641円
-------------------------------------	---------

## 7. 派遣労働者の賃金の額の平均額【2022年度実績】

派遣労働者の賃金の額の平均金額(1日8時間あたりの額・全業務平均)	10,960円
-----------------------------------	---------

## 8. 雇用安定措置を講じた人数【2022年度実績】

期間	第1号の措置 (派遣先への 直接雇用の 依頼)を講じた 人数		第2号の措置 (新たな派遣 先の提供)を 講じた人数		第3号の措置(派遣 元で派遣労働者以外 の労働者として無期 雇用)を講じた人数	第4号の措置(その 他の措置)を講じた 人数
	うち、派遣先で 雇用された人 数	うち、新たな派 遣先で就業した 人数	うち、新たな派 遣先で就業した 人数	うち、新たな派 遣先で就業した 人数		
計	2	2	8	8	0	0
3年見込み	0	0	5	5	0	0
2年半から3年未満見込み	1	1	2	2	0	0
2年から2年半未満見込み	0	0	0	0	0	0
1年半から2年未満見込み	1	1	0	0	0	0
1年から1年半未満見込み	0	0	1	1	0	0
1年未満見込み	0	0	0	0	0	0

## 9. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生に関する事項 : 当社スタッフ専用サイト有。

以上